

大崎町地域計画協議の場（谷迫地区）の結果について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大崎町長 東 靖弘

市町村名	大崎町	
地域名	谷迫地区（上谷迫，中谷迫，下谷迫）	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月24日 （第1回）	

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

田畑ともに整備（ほ場整備）がされておらず、機械等の活用が困難なため、中心経営体への集積が困難。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者の高齢化、後継者不足が進行しており、将来的に担い手農家が不足すると考えられる。早急なほ場整備が必要とのことで、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択に向けて話し合いを行っている。今後、ほ場整備を見据えて近隣の担い手農家などに声掛けし、地域農業に参入してもらい、農地を維持していく。

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等の面積	24.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.2 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は別添地図のとおり）

人・農地プランの谷迫地区をベースとし、農業振興地域内を区域とする。

3. 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積, 集団化の取組
農地中間管理機構関連農地整備事業の担い手への集積要件をクリアするため, ほ場整備後の担い手への集積方針を今後定める予定。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定であるため, 農地中間管理機構の活用率は約89%と高い。
(3) 基盤整備事業への取組
農地中間管理機構関連農地整備事業を活用してほ場整備を行う予定であり, 令和7年度に計画の採択を受けるため協議を行っている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域の担い手が不足しているため, ほ場整備を契機に近隣の担い手農家に参入を促す。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

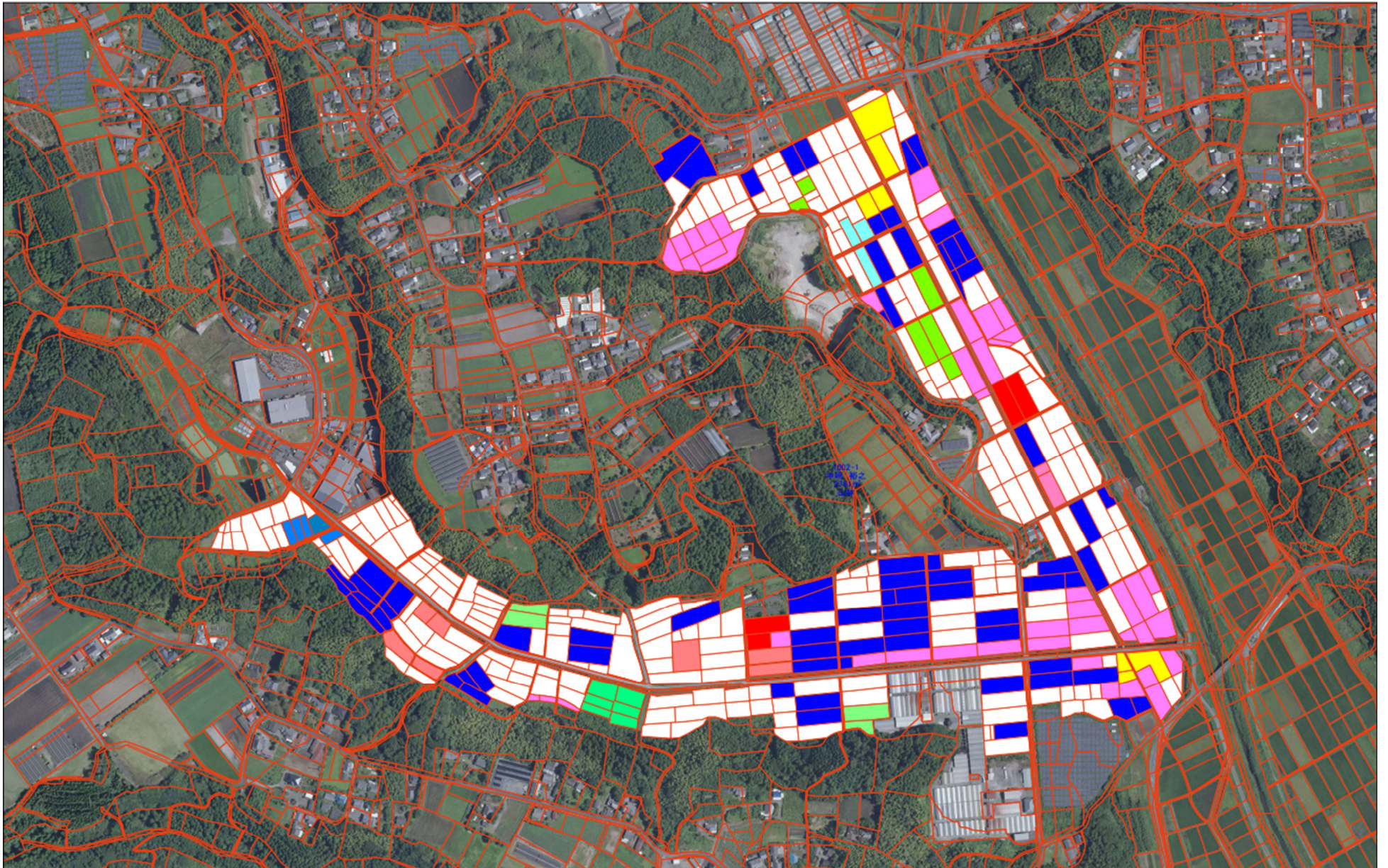
以下の任意記載事項

	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業
	④輸出		⑤果樹等		⑥燃料・資源作物等
	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他

【選択した上記の取組内容】

--

現況地図 (谷迫地区)



目標地図 (谷迫地区)

